

平成 29 年度水環境の状況について

平成 30 年 8 月
神奈川県環境農政局環境部

目 次

	頁
I 公共用水域水質測定結果の概要	
1 測定の概要	
(1) 測定地点数等	1
(2) 測定項目	1
(3) 測定結果の概要	1
2 測定結果	
(1) 健康項目	2
(2) 生活環境項目	3
ア BOD又はCODの環境基準の達成状況	
(ア) 河川.....	3
(イ) 湖沼.....	4
(ウ) 海域.....	5
イ 水生生物保全項目の環境基準の達成状況	
(ア) 河川.....	6
(イ) 海域.....	8
ウ 全窒素及び全燐の環境基準の達成状況	
(ア) 湖沼.....	9
(イ) 海域.....	10
3 BOD(COD)の環境基準達成状況一覧	
(1) 河川	11
(2) 湖沼	12
(3) 海域	12
II 地下水質測定結果の概要	
1 測定の概要	
(1) 調査の種類、測定地点数等	15
(2) 測定項目	15
(3) 測定結果の総括	16
2 測定結果	
(1) 定点調査	18
(2) メッシュ調査	20
(3) 継続監視調査	21
3 測定結果	
(参考) 評価方法	25
公共用水域水質上位地点	26

I 公共用水域水質測定結果の概要

神奈川県は、県内の公共用水域の水質汚濁状況を監視するため、水質汚濁防止法第16条により測定計画を作成し、この計画に基づいて国土交通省、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、小田原市、大和市、平塚市、厚木市及び茅ヶ崎市と共同して、水質の測定を実施している。平成29年度の測定結果は次のとおりである。

1 測定の概要

(1) 測定地点数等

	測定地点数				
		水域数	環境基準点	補助地点	合計
公共用水域 148地点 (148)	河川	36(36)	39(39)	48(48)	87(87)
	湖沼	5(5)	10(10)	9(9)	19(19)
	海域	13(13)	29(29)	13(13)	42(42)
	計	54(54)	78(78)	70(70)	148(148)

注1：実施期間及び測定頻度 平成29年4月～平成30年3月(毎月1回)

注2：()内は、28年度の地点数。

(2) 測定項目

公共用水域	環境基準項目		特殊項目	その他の項目	観測項目	計
	健康項目	生活環境項目				
	27	12	7	8	13	67

注：環境基準項目…水質汚濁に係る環境基準には、「人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)」と「生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)」が定められている。

・健康項目：カドミウム、全シアン等の27項目

・生活環境項目：BOD、COD、全亜鉛等の12項目

特殊項目……フェノール類、銅等の法・条例の規制項目7項目

その他の項目…アンモニア性窒素、磷酸態リン等の8項目

観測項目……水温、流量等の13項目

(3) 測定結果の概要

- 健康項目は早川の函嶺もみじ橋と早川橋の2地点において、砒素のみが火山地帯の自然的要因により環境基準を達成していなかったが、その他の地点ではすべて環境基準を達成した。
- 生活環境項目の代表的指標であるBOD又はCODについては、29年度は54水域中48水域で環境基準を達成しており、28年度の49水域と比べ、達成率は90.7%から88.9%と1.8ポイント減少した。
- 全亜鉛、ノニルフェノール及びLAS(直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩)は多摩川、相模川及び東京湾で環境基準が定められており、全5水域で環境基準を達成した。
- 全窒素及び全リンは、相模湖、津久井湖及び東京湾で環境基準が定められている。相模湖及び津久井湖の全窒素は環境基準を達成していなかったが、暫定目標は達成した。相模湖及び津久井湖の全リンは環境基準を達成していなかったが、相模湖のみ暫定目標を達成した。
また、東京湾の全窒素及び全リンは2水域で環境基準を達成した。

2 測定結果

(1) 健康項目 (表1)

- 健康項目(27項目)は、早川の函嶺もみじ橋、早川橋の2地点において、砒素のみが火山地帯の自然的要因に由来して環境基準を達成していなかった。
- その他の測定地点ではすべての項目が環境基準を達成した。

表1 健康項目の測定結果

水域区分	健康項目	測定地点数	環境基準達成地点数	達成率(%)
河川・湖沼・海域	1 カドミウム	126	126	100
	2 全シアン	126	126	100
	3 鉛	126	126	100
	4 六価クロム	126	126	100
	5 砒素	126	124	98.4
	6 総水銀	126	126	100
	7 アルキル水銀	—	—	—
	8 PCB	86	86	100
	9 ジクロロメタン	126	126	100
	10 四塩化炭素	126	126	100
	11 1,2-ジクロロエタン	126	126	100
	12 1,1-ジクロロエチレン	126	126	100
	13 シス-1,2-ジクロロエチレン	126	126	100
	14 1,1,1-トリクロロエタン	126	126	100
	15 1,1,2-トリクロロエタン	126	126	100
	16 トリクロロエチレン	126	126	100
	17 テトラクロロエチレン	126	126	100
	18 1,3-ジクロロプロペン	126	126	100
	19 チウラム	126	126	100
	20 シマジン	126	126	100
	21 チオベンカルブ	126	126	100
	22 ベンゼン	126	126	100
	23 セレン	126	126	100
	24 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	142	142	100
	25 ふっ素	78	78	100
	26 ほう素	78	78	100
	27 1,4-ジオキサン	114	114	100

注：アルキル水銀は、総水銀が検出された場合に測定することとしている。

(2) 生活環境項目※1

ア BOD又はCODの環境基準の達成状況

(ア) 河川 (表2及び図1)

- ・ BODは、すべての河川で環境基準を達成した。
- ・ 環境基準を達成した多摩川(中・下流部 B類型)及び鶴見川(上流部 D類型、下流部 C類型)、また水道水源となっている相模川(中流部 A類型、下流部 B類型)及び酒匂川(上流部 A類型、下流部B類型)のBODの環境基準達成状況は次のとおりである。
- ・ 多摩川、鶴見川、相模川及び酒匂川の主要地点におけるBODの年間平均値をみると、多摩川の田園調布取水堰(上)は1.2mg/Lで、28年度と同様、鶴見川の亀の子橋は3.1mg/Lで、28年度と同様、相模川の寒川取水堰(上)は0.8mg/Lで28年度と同様、酒匂川の飯泉取水堰(上)は0.8mg/Lで、28年度(0.9mg/L)とほぼ同様の値であった。

表2 主要河川のBODの環境基準の達成状況(75%水質値※2で評価)

(mg/L)

水域名	測定地点	類型	基準値	25年度		26年度		27年度		28年度		29年度	
				75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成
多摩川中・下流	多摩川原橋	B	3	2.0	○	2.4	○	1.8	○	2.0	○	2.1	○
	田園調布取水堰(上)			1.8		1.6		1.4		1.5		1.7	
	大師橋			1.7		1.8		1.6		1.6		1.4	
鶴見川上流	亀の子橋	D	8	4.3	○	3.7	○	2.7	○	3.6	○	4.0	○
鶴見川下流	大綱橋	C	5	4.0	○	3.1	○	3.2	○	(3.1)	○	(3.7)	○
	臨港鶴見川橋			1.9		2.4		1.4		1.2		1.1	
相模川中流	寒川取水堰(上)	A	2	0.8	○	1.0	○	0.9	○	0.9	○	0.9	○
相模川下流	馬入橋	B	3	1.5	○	1.6	○	1.1	○	1.0	○	1.1	○
酒匂川上流	飯泉取水堰(上)	A	2	1.2	○	1.1	○	0.8	○	1.0	○	0.9	○
酒匂川下流	酒匂橋	B	3	1.2	○	1.2	○	1.1	○	1.2	○	1.0	○

注：鶴見川下流は、平成28年12月に類型指定を見直し、E類型からC類型に改定するとともに、大綱橋を環境基準点から補助点に変更した。

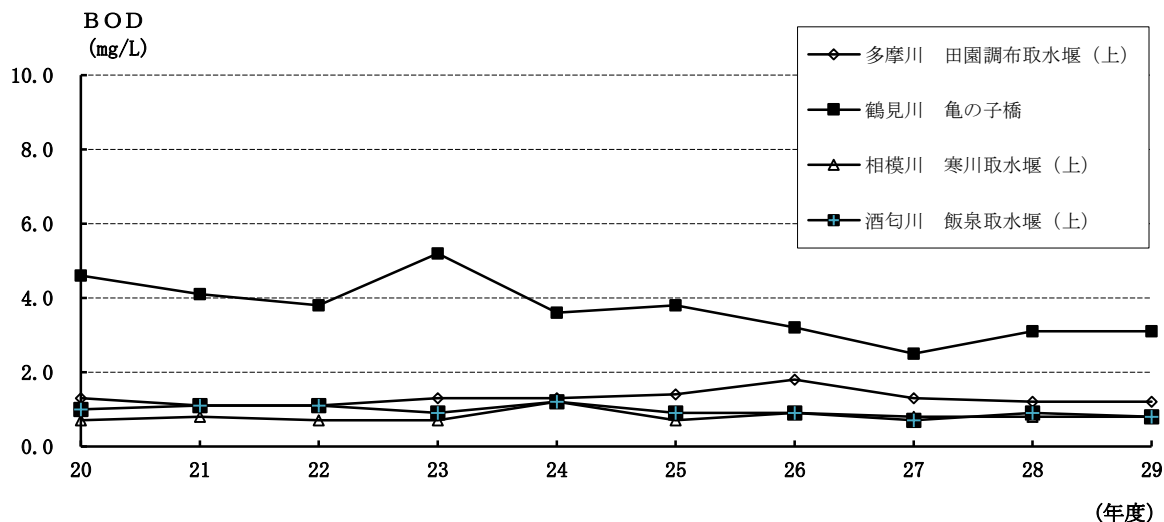


図1 主要河川におけるBOD年間平均値の推移

※1 生活環境項目の環境基準：生活環境項目とは、生活環境を保全する等の上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められた項目(pH等12項目)。国が類型別に基準値を定め、国又は県が河川等の水域の利用目的に応じて類型を指定する。

※2 75%水質値：年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べたときの0.75×n(nは日間平均値のデータ数)番目のデータ値である。25ページに詳細な説明を記載した。

(イ) 湖沼 (表3、図2及び図3)

- 相模湖、津久井湖、丹沢湖及び宮ヶ瀬湖は、いずれも湖沼A類型のCODの環境基準を達成した。
- 芦ノ湖は、自然環境保全の目的から最も厳しい湖沼AA類型に指定されているが、CODの環境基準を達成していなかった。
- 相模湖・津久井湖の環境基準点におけるCOD年間平均値をみると、相模湖の湖中央部は1.8mg/Lで、28年度(2.4mg/L)に比べてやや低く、津久井湖の湖中央部は2.0mg/Lで、28年度(2.2mg/L)とほぼ同様の値であった。
- 芦ノ湖、丹沢湖及び宮ヶ瀬湖の主要地点におけるCOD年間平均値をみると、芦ノ湖の湖中央部は1.7mg/Lで、28年度(1.9mg/L)とほぼ同様、丹沢湖の湖中央部は1.9mg/Lで、28年度と同様、宮ヶ瀬湖のダムサイトは1.1mg/Lで、28年度(1.5mg/L)に比べてやや低い値であった。

表3 CODの環境基準の達成状況(75%水質値で評価)

水域名	測定地点	類型	基準値	25年度		26年度		27年度		28年度		29年度	
				75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成
相模湖	湖中央部	湖沼A	3	2.6	○	2.0	○	2.1	○	2.7	○	2.1	○
津久井湖	湖中央部	湖沼A	3	2.6	○	2.1	○	2.5	○	2.4	○	2.1	○
芦ノ湖	湖中央部 他3地点	湖沼AA	1	1.6~ 2.0	×	1.9~ 2.2	×	1.7~ 2.0	×	1.9~ 2.2	×	1.5~ 1.9	×
丹沢湖	湖中央部	湖沼A	3	1.9	○	2.0	○	1.9	○	2.2	○	2.0	○
宮ヶ瀬湖	ダムサイト	湖沼A	3	1.2	○	1.4	○	1.5	○	1.6	○	1.1	○

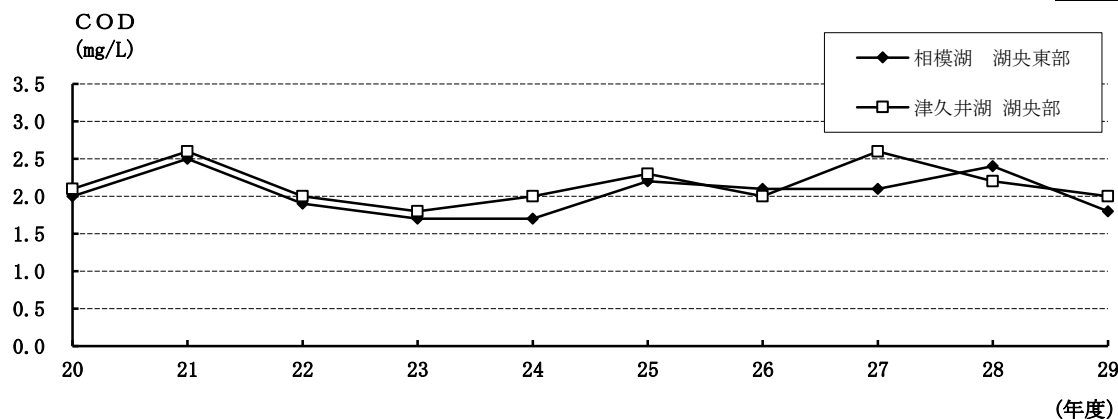


図2 相模湖、津久井湖の環境基準点におけるCOD年間平均値の推移

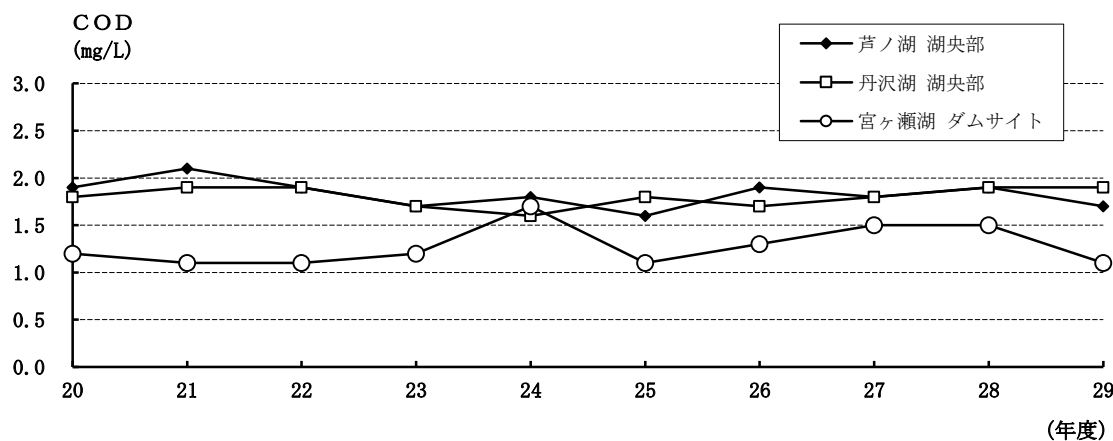


図3 芦ノ湖、丹沢湖及び宮ヶ瀬湖の主要地点におけるCOD年間平均値の推移

(ウ) 海域 (表4、図4及び図5)

- ・ 東京湾は、11水域 (A類型2水域、B類型6水域、C類型3水域) のうち6水域でCODの環境基準を達成した。
- ・ 相模湾は2水域ともA類型のCODの環境基準を達成した。
- ・ 東京湾の主要地点におけるCOD年間平均値をみると、横浜港内は3.3mg/Lで、28年度 (3.2mg/L) とほぼ同様、東扇島沖は2.8mg/Lで、28年度 (2.6mg/L) とほぼ同様、浦賀沖は1.8mg/Lで、28年度 (1.7mg/L) とほぼ同様の値であった。
- ・ 相模湾の主要地点におけるCOD年間平均値をみると、辻堂沖は1.5mg/Lで、28年度 (1.2mg/L) とほぼ同様、湾央は1.3mg/Lで、28年度 (1.2mg/L) とほぼ同様の値であった。

表4 東京湾・相模湾のCODの環境基準の達成状況 (75%水質値で評価)

水域名	類型	基準値	25年度		26年度		27年度		28年度		29年度	
			75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成
東京湾(6)	C	8	2.9~3.7	○	3.3~4.7	○	2.7~3.7	○	3.0~4.0	○	3.3~4.2	○
東京湾(7)	C	8	3.2	○	3.9	○	2.7	○	2.9	○	3.2	○
東京湾(8)	C	8	2.5	○	2.7	○	2.2	○	2.5	○	3.0	○
東京湾(9)	B	3	2.9	○	3.0	○	2.8	○	3.1	×	3.5	×
東京湾(10)	B	3	3.5	×	4.3	×	3.6	×	3.5	×	4.2	×
東京湾(12)	B	3	2.3~3.2	×	2.8~3.6	×	2.4~2.6	○	3.2~3.5	×	3.0~3.7	×
東京湾(13)	B	3	2.2	○	2.1	○	2.0	○	2.2	○	2.4	○
東京湾(14)	B	3	2.3	○	2.4	○	1.7	○	1.7	○	2.4	○
東京湾(15)	B	3	2.1	○	2.2	○	1.8	○	1.9	○	2.3	○
東京湾(16)	A	2	2.8~3.0	×	2.8~2.9	×	2.4~2.5	×	2.5~2.5	×	2.5~2.6	×
東京湾(17)	A	2	2.0~2.1	×	2.2~2.5	×	1.9~1.9	○	1.7~1.9	○	1.9~2.4	×
相模湾(1)	A	2	1.5	○	1.9	○	1.8	○	1.4	○	1.8	○
相模湾(2)	A	2	1.2~1.7	○	1.3~1.9	○	1.4~1.9	○	1.3~1.7	○	1.3~1.7	○

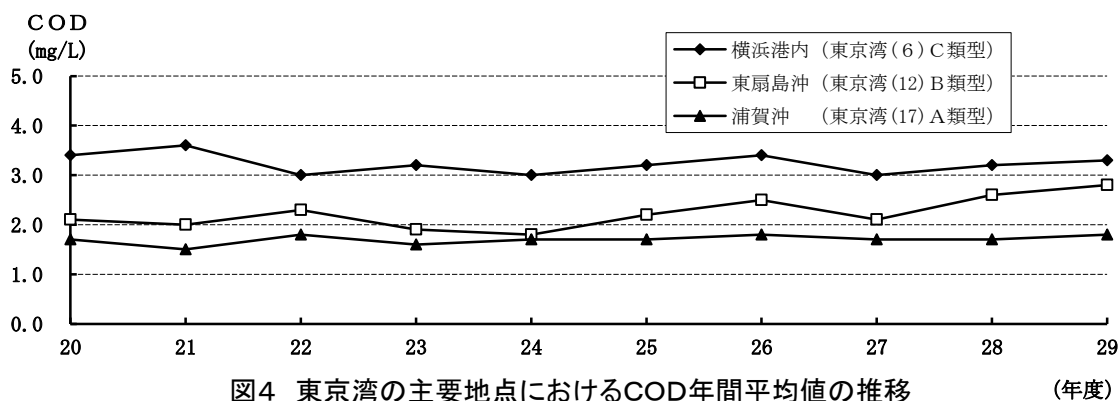


図4 東京湾の主要地点におけるCOD年間平均値の推移 (年度)

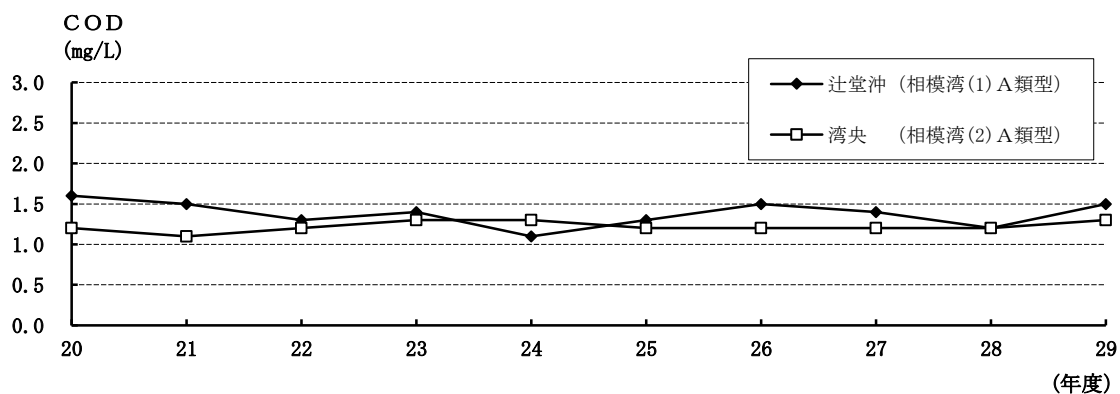


図5 相模湾の主要地点におけるCOD年間平均値の推移

イ 水生生物保全項目の環境基準の達成状況

(ア) 河川 (表5、図6及び図7)

- 水生生物類型の指定がされている多摩川(中・下流部 生物B類型)及び相模川(相模川(1)生物A類型、(2)生物B類型)は、全亜鉛、ノニルフェノール及びLAS(直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩)の環境基準を達成した。
- 多摩川の環境基準点における全亜鉛の年間平均値をみると、多摩川原橋は0.017mg/L、田園調布取水堰(上)は0.011mg/L、大師橋は0.012mg/Lで、28年度とほぼ同様の値であった。
- 相模川の環境基準点における全亜鉛の年間平均値をみると、相模川(1)では、境川橋は0.006mg/Lで28年度と同様、沼本ダムは0.005mg/Lで28年度と同様、小倉橋は0.004mg/Lで28年度とほぼ同様の値であった。相模川(2)では、寒川取水堰(上)が0.003mg/Lで28年度とほぼ同様、馬入橋は0.012mg/Lで28年度とほぼ同様の値であった。

表5 多摩川・相模川的全亜鉛、ノニルフェノール^{※1}及びLAS(直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩)^{※2}の環境基準の達成状況(年間平均値で評価)

水域名	測定地点	類型	測定項目	基準値	(mg/L)													
					25年度		26年度		27年度		28年度		29年度					
					平均値	達成	平均値	達成	平均値	達成	平均値	達成	平均値	達成				
多摩川 中・下流	多摩川原橋	生物B	全亜鉛	0.03	0.018		0.017		0.016		0.017		0.017					
	田園調布取水堰(上)				0.011	○	0.011	○	0.011	○	0.012	○	0.011	○				
	大師橋				0.016		0.014		0.014		0.011		0.012					
相模川 (1)	境川橋(相模湖)	生物A		0.03	0.009		0.006		0.014		0.006		0.006					
	沼本ダム(津久井湖)				0.004	○	0.005	○	0.005	○	0.005	○	0.005	○				
	小倉橋				0.010		0.006		0.005		0.002		0.004					
相模川 (2)	寒川取水堰(上)	生物B		0.03	0.002	○	0.003	○	0.002	○	0.002	○	0.003	○				
	馬入橋				0.016		0.011		0.016		0.011		0.012					
多摩川 中・下流	多摩川原橋	生物B		ノニルフェノール	0.002	—		<0.00006		0.00006		<0.00006		0.00011				
	田園調布取水堰(上)					<0.00006	○	—	○	<0.00006	○	<0.00006	○	0.00010	○			
	大師橋					—		—		<0.00006		<0.00006		<0.00006				
相模川 (1)	境川橋(相模湖)	生物A			0.001	<0.00006		<0.00006		<0.00006		<0.00006		0.00007				
	沼本ダム(津久井湖)					<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○			
	小倉橋					<0.00006		<0.00006		<0.00006		<0.00006		<0.00006				
相模川 (2)	寒川取水堰(上)	生物B			0.002	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○			
	馬入橋		<0.00006				—		0.00009		0.00007		0.00010					
多摩川 中・下流	多摩川原橋	生物B	LAS		0.05	—		0.0011		0.0020		0.0008		0.0006				
	田園調布取水堰(上)					—	—	0.0015	○	0.0073	○	0.0040	○	0.0009	○			
	大師橋					—		0.0017		0.0065		0.0014		0.0018				
相模川 (1)	境川橋(相模湖)	生物A			0.03	—		0.0032		0.0028		0.0034		0.0023				
	沼本ダム(津久井湖)					—	—	0.0009	○	0.0006	○	0.0027	○	<0.0006	○			
	小倉橋					—		<0.0006		0.0006		0.0011		0.0007				
相模川 (2)	寒川取水堰(上)	生物B			0.05	—		0.0016		0.0008		0.0016		0.0010				
	馬入橋			—		—	0.0010	○	0.0008	○	<0.0006	○	0.0012	○				

※1:ノニルフェノールは、平成24年8月に水生生物の保全に係る水質環境基準に追加され、平成25年度から測定を開始。

※2:LASは、平成25年3月に水生生物の保全に係る水質環境基準に追加され、平成26年度から測定を開始。

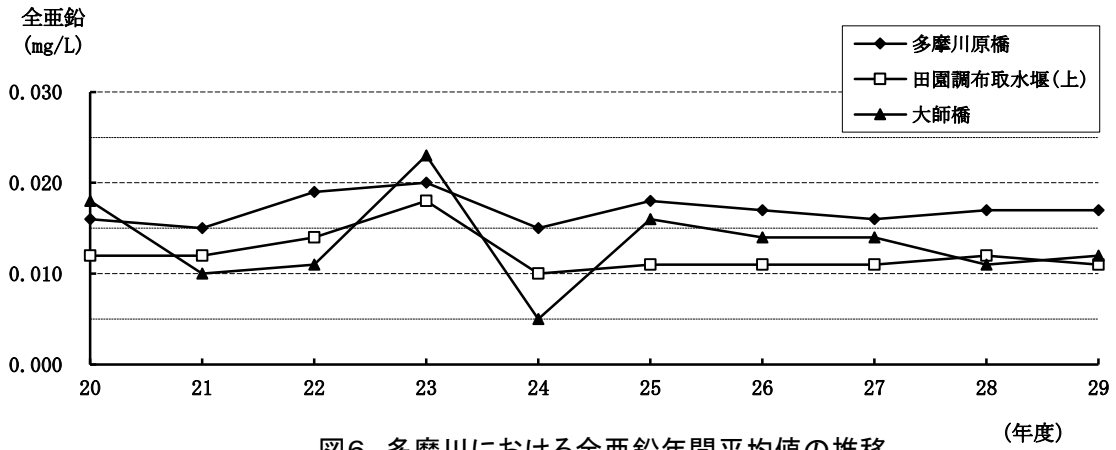


図6 多摩川における全亜鉛年間平均値の推移

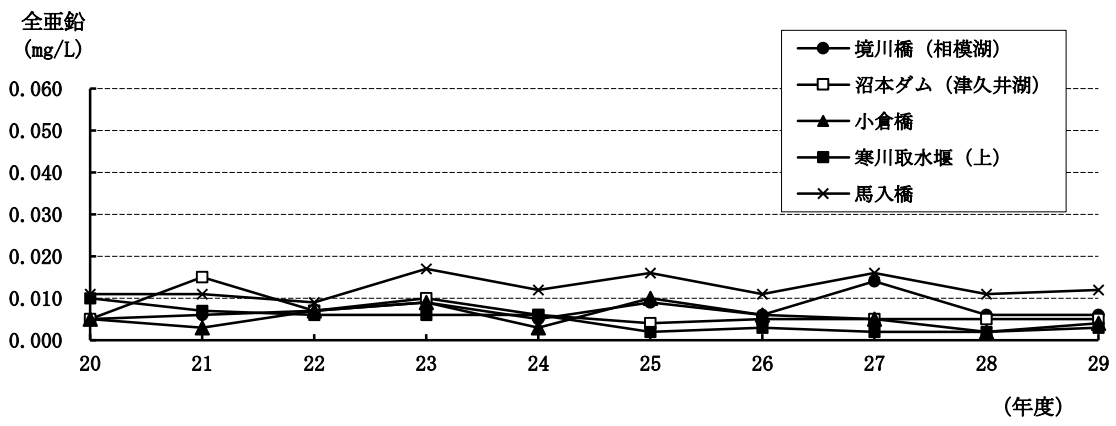


図7 相模川における全亜鉛年間平均値の推移

(イ) 海域 (表6)

- 水生生物類型の指定がされている東京湾の全亜鉛、ノニルフェノール及びLAS (直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩) について、東京都及び千葉県の実測地点のデータを含めて環境基準の達成状況をみると、2水域とも達成した。なお、平均値は本県の測定地点の実測結果である。

表6 全亜鉛、ノニルフェノール及びLAS(直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩)の環境基準の達成状況

水域名	測定地点	類型	測定項目	基準値	(mg/L)									
					25年度		26年度		27年度		28年度		29年度	
					平均値	達成	平均値	達成	平均値	達成	平均値	達成	平均値	達成
東京湾 (特別域※1を除く全域)	—	海域生物A	全亜鉛	0.02	0.002 ~0.006	○	0.001 ~0.007	○	0.001 ~0.008	○	0.002 ~0.004	○	0.002 ~0.004	○
			ノニルフェノール	0.001	<0.00006 ~ 0.00013	○	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006 ~0.00007	○
			LAS	0.01	—	—	<0.0006 ~ 0.0007	○	<0.0006 ~ 0.0006	○	<0.0006 ~ 0.0014	○	<0.0006 ~0.0016	○
東京湾 (二)	大津湾	海域生物特A	全亜鉛	0.01	0.002	○	0.001	○	0.001	○	0.001	○	0.003	○
			ノニルフェノール	0.0007	0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
			LAS	0.006	—	—	0.0007	○	0.0007	○	0.0012	○	0.0016	○

※1：特別域とは、生息する水生生物の産卵場等として、特別に保全が必要とされる水域(東京湾(イ)~(へ))

ウ 全窒素・全燐の環境基準の達成状況

(ア) 湖沼 (表 7、図 8 及び図 9)

- 相模湖及び津久井湖の全窒素は環境基準を達成していなかったが、暫定目標は達成した。
- 相模湖の全燐は環境基準を達成していなかったが、暫定目標は達成した。津久井湖の全燐は環境基準及び暫定基準のいずれも達成していなかった。
- 環境基準点における全窒素及び全燐の年間平均値をみると、全窒素は相模湖及び津久井湖で 28 年度と比べてやや高かった。全燐は相模湖で 28 年度に比べて低く、津久井湖で 28 年度と同様の値であった。

表 7 全窒素及び全燐の環境基準の達成状況

水域名	測定地点	類型	項目	基準値	(mg/L)									
					25 年度		26 年度		27 年度		28 年度		29 年度	
					平均値	達成	平均値	達成	平均値	達成	平均値	達成	平均値	達成
相模湖	湖央東部	II	全窒素	0.2 (1.2)	1.1	△	1.2	△	1.2	△	1.0	△	1.2	△
			全燐	0.01 (0.080)	0.088	×	0.087	×	0.085	×	0.086	×	0.074	△
津久井湖	湖央部	II	全窒素	0.2 (1.1)	1.1	△	1.1	△	1.2	×	0.95	△	1.1	△
			全燐	0.01 (0.042)	0.051	×	0.049	×	0.062	×	0.043	×	0.043	×

注 1 : △ 環境基準は非達成であるが、暫定目標は達成

× 環境基準及び暫定目標のいずれも非達成

注 2 : 基準値項目内の数値は、上段が環境基準値、下段が暫定目標を示す。

注 3 : 暫定目標は、平成 28 年 3 月 31 日に見直されたため、27 年度以降は新たな暫定目標で評価した。

26 年度までの暫定目標は、相模湖では全窒素 1.4mg/L、全燐 0.085mg/L、津久井湖では全窒素 1.4mg/L、全燐 0.048mg/L

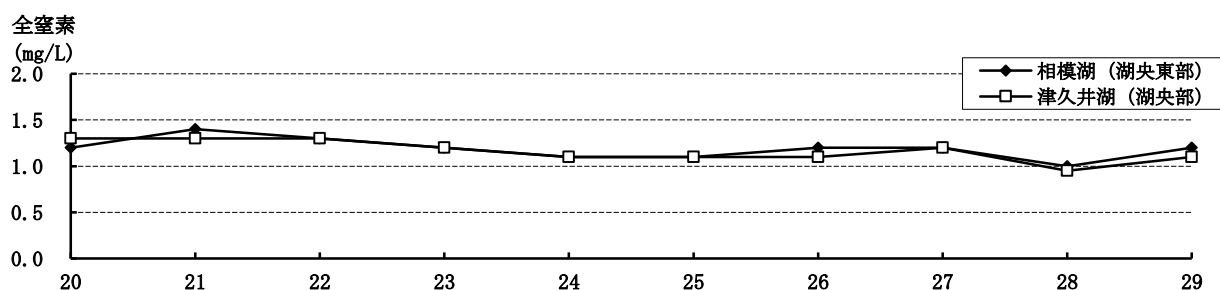


図 8 相模湖、津久井湖の環境基準点における全窒素年間平均値の推移 (年度)

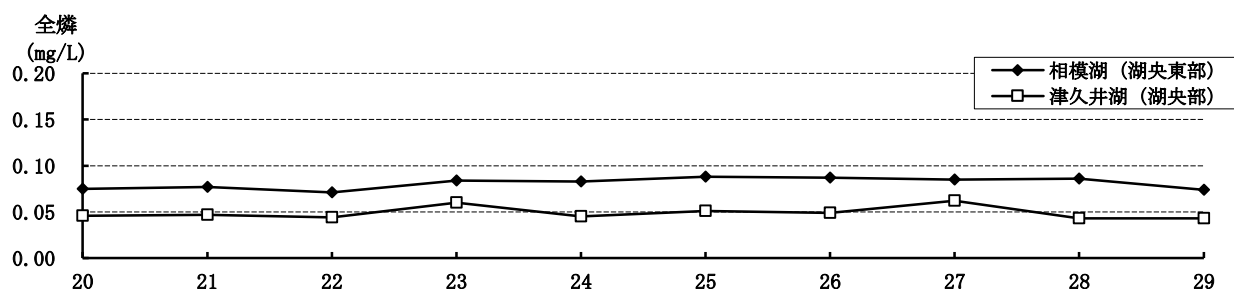


図 9 相模湖、津久井湖の環境基準点における全燐年間平均値の推移 (年度)

(イ) 海域 (表8)

東京湾の全窒素及び全燐は、6水域で類型指定され、この6水域のうち、神奈川県分の4水域に東京都及び千葉県の実測地点のデータを含めて達成状況をみると、全窒素及び全燐は2水域で環境基準を達成した。

表8 全窒素及び全燐の環境基準の達成状況

水域名	類型	25年度		26年度		27年度		28年度		29年度	
		全窒素	全燐	全窒素	全燐	全窒素	全燐	全窒素	全燐	全窒素	全燐
東京湾 (ロ)	IV	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東京湾 (ハ)	IV	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東京湾 (ニ)	III	×	○	○	×	○	×	○	○	×	×
東京湾 (ホ)	II	○	○	○	○	○	×	○	○	×	×

注：○ 環境基準達成、× 環境基準非達成

3 BOD (COD) の環境基準達成状況一覧

(1) 河川

番号	環境基準類型 あてはめ 水域名	類型	BOD 基準値	指 定 年 度	環 境 基 準 地 点 数	BOD 75%値	29年度 達成状況
1	※多摩川中・下流	B	3mg/L 以下	1970(2000)	3	1.4~2.1	○
2	三沢川 (多摩川水系)	C	5mg/L 以下	2003	1	1.2	○
3	二ヶ領本川 (多摩川水系)	B	3mg/L 以下	2003	1	1.5	○
4	平瀬川 (多摩川水系)	B	3mg/L 以下	2003	1	1.5	○
5	※ 鶴見川上流	D	8mg/L 以下	1970(2016)	1	4.0	○
6	鶴見川下流	C	5mg/L 以下	1970(2016)	1	1.1	○
7	入 江 川	B	3mg/L 以下	1971(2000)	1	1.9	○
8	帷 子 川	B	3mg/L 以下	1971(2000)	1	1.4	○
9	大 岡 川	B	3mg/L 以下	1971(2000)	1	1.9	○
10	宮 川	B	3mg/L 以下	1971(2000)	1	2.0	○
11	侍 従 川	B	3mg/L 以下	1971(2000)	1	2.9	○
12	鷹 取 川	B	3mg/L 以下	1971(2001)	1	1.9	○
13	平 作 川	B	3mg/L 以下	1971(2001)	1	2.8	○
14	松 越 川	C	5mg/L 以下	1980(2013)	1	1.9	○
15	下 山 川	C	5mg/L 以下	1971(2013)	1	2.5	○
16	森戸川(葉山町)	C	5mg/L 以下	1971(2017)	1	2.0	○
17	田 越 川	B	3mg/L 以下	1971(2001)	1	1.0	○
18	滑 川	B	3mg/L 以下	1971(2001)	1	1.1	○
19	神 戸 川	B	3mg/L 以下	1971(2001)	1	0.9	○
20	※境 川 (1)	D	8mg/L 以下	1971(2013)	1	5.5	○
21	境 川 (2)	C	5mg/L 以下	1971(2013)	1	2.3	○
22	引 地 川	C	5mg/L 以下	1971(2013)	1	2.1	○
23	相模川中流	A	2mg/L 以下	1970	1	0.9	○
24	相模川下流	B	3mg/L 以下	1972(2010)	1	1.1	○
25	中津川 (相模川水系)	A	2mg/L 以下	2004	1	0.8	○
26	金目川上流	A	2mg/L 以下	1971	1	1.2	○
27	金目川下流	C	5mg/L 以下	1971	1	1.6	○
28	葛 川	C	5mg/L 以下	1971	1	3.0	○
29	中 村 川	C	5mg/L 以下	1971	1	1.8	○
30	森戸川(小田原市)	C	5mg/L 以下	1971(2013)	1	1.5	○
31	酒匂川上流	A	2mg/L 以下	1971(1979)	1	0.9	○
32	酒匂川下流	B	3mg/L 以下	1980	1	1.0	○
33	山 王 川	B	3mg/L 以下	1971(2002)	1	1.1	○
34	早 川	A	2mg/L 以下	1971	1	0.8	○
35	新 崎 川	A	2mg/L 以下	1971(2002)	1	1.0	○
36	千 歳 川	A	2mg/L 以下	1971(2002)	1	1.0	○

(2) 湖沼

番号	環境基準類型 あてはめ 水域名	類型	COD 基準値	指定 年度	環境 基準 地点数	COD 75%値	29年度 達成状況
1	相模湖	A	3mg/L以下	1972 (2010)	1	2.1	○
2	津久井湖	A	3mg/L以下	1972 (2010)	1	2.1	○
3	芦ノ湖	A A	1mg/L 以下	1972	4	1.5~1.9	× ₄
4	丹沢湖	A	3mg/L 以下	1979	1	2.0	○
5	宮ヶ瀬湖	A	3mg/L 以下	2004	1	1.1	○

(3) 海域

番号	環境基準類型 あてはめ 水域名	類型	COD 基準値	指定 年度	環境 基準 地点数	COD 75%値	29年度 達成状況
1	東京湾(6)	C	8mg/L 以下	1971 (2001)	5	3.3~4.2	○
2	〃 (7)	C	8mg/L 以下	1971 (2001)	1	3.2	○
3	〃 (8)	C	8mg/L 以下	1971	1	3.0	○
4	※ 〃 (9)	B	3mg/L 以下	1971 (2001)	1	3.5	× ₁
5	〃 (10)	B	3mg/L 以下	1971 (2001)	1	4.2	× ₁
6	※ 〃 (12)	B	3mg/L 以下	1971 (2001)	4	3.0~3.7	× ₃
7	〃 (13)	B	3mg/L 以下	1971	1	2.4	○
8	〃 (14)	B	3mg/L 以下	1971	1	2.4	○
9	〃 (15)	B	3mg/L 以下	1971 (2001)	1	2.3	○
10	※ 〃 (16)	A	2mg/L 以下	1971	2	2.5~2.6	× ₂
11	※ 〃 (17)	A	2mg/L 以下	1971	2	1.9~2.4	× ₁
12	相模湾(1)	A	2mg/L以下	1979	1	1.8	○
13	〃 (2)	A	2mg/L 以下	1979	7	1.3~1.7	○

注1：記号の意味は次のとおり

※：県際水域

○：環境基準達成

×：環境基準非達成(右下の数字は基準を満足しない地点数)

注2：指定年度欄の()内の数字は、改定年度



公共用水域
測定地点図



○公共用水域に係る環境基準
 <人の健康の保護に関する環境基準>

カドミウム	0.003 mg/L 以下	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	シマジン	0.003 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
メチル水銀	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
PCB	検出されないこと	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

<生活環境の保全に関する環境基準>

項目 類型	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	化学的酸素要 求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出 物質 (油分等)
河川A	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	—	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1000MPN /100mL 以下	—
河川B	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	—	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5000MPN /100mL 以下	—
河川C	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	—	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	—
河川D	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	—	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—
河川E	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	—	ごみ等の浮遊が認 められないこと。	2 mg/L 以上	—	—
湖沼AA	6.5 以上 8.5 以下	—	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN /100mL 以下	—
湖沼A	6.5 以上 8.5 以下	—	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1000MPN /100mL 以下	—
海域A	7.8 以上 8.3 以下	—	2 mg/L 以下	—	7.5 mg/L 以上	1000MPN /100mL 以下	検出されないこ と。
海域B	7.8 以上 8.3 以下	—	3 mg/L 以下	—	5 mg/L 以上	—	検出されないこ と。
海域C	7.0 以上 8.3 以下	—	8 mg/L 以下	—	2 mg/L 以上	—	—

CODに係る
環境基準の水域区分

水域	類型	基準値
東京湾(1) ～ 東京湾(8) 千葉港(甲)	C	8mg/L以下
東京湾(9) ～ 東京湾(15) 千葉港(乙)	B	3mg/L以下
東京湾(16) 東京湾(17)	A	2mg/L以下



(達成機関)
「イ」は、直ちに達成
「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成
「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成



(達成機関)
全ての水域において直ちに達成



全窒素、全磷に係る環境基準の水域区分

水域	類型	基準値	
		全窒素	全磷
千葉港	IV	1mg/L以下	0.09mg/L以下
東京湾(イ)			
東京湾(ロ)			
東京湾(ハ)	III	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
東京湾(ニ)	II	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下

全亜鉛、ノニルフェノール及び直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)に係る環境基準の水域区分

水域	類型	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)
東京湾(全域。ただし、東京湾(イ)～東京湾(ハ)を除く)	生物A	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下
東京湾(神奈川県域の水域区分)	生物特A	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下

II 地下水質測定結果の概要

神奈川県は、県内の地下水の水質汚濁状況を監視するため、水質汚濁防止法第16条により測定計画を作成し、この計画に基づいて、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、小田原市、大和市、平塚市、厚木市及び茅ヶ崎市と共同して、水質の測定を行っている。平成29年度の測定結果は次のとおりである。

1 測定の概要

(1) 調査の種類、測定地点数等

調査の種類		測定地点数
概況調査	定点調査 ^{*1}	96地点
	メッシュ調査 ^{*2}	123地点
継続監視調査 ^{*3}		143地点
計		362地点

注：実施期間及び測定頻度 平成29年10月～平成29年11月(年1回)

(調査の説明)

※1 定点調査

定点において長期的な観点から水質の経年変化を把握するための調査。
29年度は、全市町村の96地点で水質の測定を行った。

※2 メッシュ調査

県内の地下水の汚染状況を把握するため、県内全域を2kmメッシュに分割し、メッシュ内に存在する井戸を1つ選定し、その井戸の水質について行う調査。

4年間で1巡するよう、年次計画を策定し実施している。

29年度は、11市7町(横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市、南足柄市、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町)のメッシュ内に存在する123地点で水質の測定を行った。

※3 継続監視調査

前年度までの調査の結果、汚染が確認された地点における、継続的な監視のための調査。
29年度は、17市4町の143地点で水質の測定を行った。

(2) 測定項目

調査の種類		測定項目
概況調査	定点調査	環境基準項目、一般項目(計33項目)
	メッシュ調査	
継続監視調査		基準超過項目、超過のおそれのある項目、一般項目

注：環境基準項目……地下水の水質に関し、環境基準に定められている28項目
一般項目……電気伝導率、pH、水温、臭気、外観

(3) 測定結果の総括

ア 定点調査（表 9）

- ・ 全市町村の 96 地点を調査したところ、環境基準項目については、95 地点で環境基準を達成していた。
- ・ 環境基準を達成していなかった 1 地点（三浦市）については、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の 1 項目が環境基準を達成していなかった。環境基準の達成率は 99.0%で、前年度よりも 1.0 ポイント減少していた。
- ・ 一般項目については、全地点で pH について評価基準を達成していた。

表 9 定点調査測定結果総括

区分 測定項目	測定		検出状況			環境基準達成状況		
	項目数	地点数	項目数	地点数	検出率 (%)	非達成項目	達成地点数	達成率 (%)
環境基準項目	28	96	15	94	97.9	1	95	99.0
一般項目	5	96	—	—	—	—	—	—
全項目の集計	33	96	15	94	97.9	1	95	99.0

イ メッシュ調査（表 10 及び表 11）

- ・ 11 市 7 町の 123 地点を調査したところ、環境基準項目については、117 地点で環境基準を達成していた。
- ・ 環境基準を達成していなかった 5 市 1 町（横浜市、川崎市、藤沢市、平塚市、厚木市及び大磯町）の 6 地点について、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の 3 項目のいずれかの項目が環境基準を達成していなかった。
- ・ 一般項目については、全地点で pH について評価基準を達成していた。

表 10 メッシュ調査測定結果総括

区分 測定項目	測定		検出状況			環境基準達成状況		
	項目数	地点数	項目数	地点数	検出率 (%)	非達成項目	達成地点数	達成率 (%)
環境基準項目	28	123	12	122	99.2	3	117	95.1
一般項目	5	123	—	—	—	—	—	—
全項目の集計	33	123	12	122	99.2	3	117	95.1

表 11 メッシュ調査の環境基準非達成項目における地点数及び市町村別内訳

環境基準非達成項目	地点数	市町村別内訳（地点数）
テトラクロロエチレン	1	厚木市(1)
トリクロロエチレン	1	厚木市(1)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	5	横浜市(1)、川崎市(1)、藤沢市(1)、平塚市(1)、大磯町(1)

注：同一地点で複数項目について環境基準非達成の場合があるため、項目別の非達成地点数の合計（7 地点）と環境基準を達成していなかった地点数（6 地点）の合計は一致しない。

ウ 継続監視調査（表 12 及び表 13）

- 17 市 4 町の 143 地点を調査したところ、環境基準項目については、調査した 14 項目について 61 地点で環境基準を達成していた。
- 環境基準を達成していなかった 14 市 2 町（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市、鎌倉市、三浦市、秦野市、海老名市、綾瀬市、寒川町及び中井町）の 82 地点については、六価クロム、砒素、クロロエチレン（別名：塩化ビニルモノマー）、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ほう素並びに 1,4-ジオキサンの 10 項目のいずれかの項目が環境基準を超過していた。
- 一般項目については、全地点で pH については評価基準を達成していた。

表 12 継続監視調査測定結果総括

区分 測定項目	測定		検出状況		環境基準達成状況	
	項目数	地点数	項目数	地点数	非達成項目	達成地点数
環境基準項目	14	143	12	137	10	61
一般項目	5	143	—	—	—	—
全項目の集計	19	143	12	137	10	61

表 13 継続監視調査の環境基準非達成項目における地点数及び市町村別内訳

環境基準非達成項目	地点数	市町村別内訳（地点数）
六価クロム	1	大和市(1)
砒素	2	横須賀市(1)、平塚市(1)
クロロエチレン	4	川崎市(4)
1,1-ジクロロエチレン	1	川崎市(1)
1,2-ジクロロエチレン	7	川崎市(4)、茅ヶ崎市(1)、海老名市(1)、寒川町(1)
トリクロロエチレン	9	川崎市(6)、茅ヶ崎市(2)、鎌倉市(1)
テトラクロロエチレン	10	横浜市(1)、川崎市(4)、平塚市(1)、藤沢市(1)、厚木市(1)、綾瀬市(1)、寒川町(1)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	54	横浜市(16)、川崎市(4)、相模原市(4)、横須賀市(5)、平塚市(5)、藤沢市(2)、茅ヶ崎市(4)、厚木市(1)、三浦市(5)、秦野市(2)、海老名市(1)、綾瀬市(4)、中井町(1)
ほう素	1	厚木市(1)
1,4-ジオキサン	1	寒川町(1)

注：同一地点で複数項目について環境基準非達成の場合があるため、項目別の非達成地点数の合計（90 地点）と環境基準を達成していなかった地点数（82 地点）の合計は一致しない。

2 測定結果

(1) 定点調査 (表 14、表 15 及び図 10)

ア 環境基準を達成していなかった項目は、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の 1 項目であった。

表 14 定点調査項目別測定結果

総測定地点数：96地点

区分	項目	測定地点数	検出地点数	環境基準等超過地点数	最高濃度	検出率 (%)	環境基準等達成率 (%)	環境基準又は評価基準
環境基準項目	カドミウム	96	0	0	—	0	100	0.003mg/L 以下
	全シアン	96	0	0	—	0	100	検出されないこと
	鉛	96	0	0	—	0	100	0.01mg/L 以下
	六価クロム	96	0	0	—	0	100	0.05mg/L 以下
	砒素	96	0	0	—	0	100	0.01mg/L 以下
	総水銀	96	0	0	—	0	100	0.0005mg/L 以下
	アルキル水銀	0	0	0	—			検出されないこと
	P C B	96	0	0	—	0	100	検出されないこと
	ジクロロメタン	96	2	0	0.0003	2.1	100	0.02mg/L 以下
	四塩化炭素	96	3	0	0.0004	3.1	100	0.002mg/L 以下
	クロロエチレン	96	1	0	0.0004	1.0	100	0.002mg/L 以下
	1,2-ジクロロエタン	96	1	0	0.0003	1.0	100	0.004mg/L 以下
	1,1-ジクロロエタン	96	4	0	0.0023	4.2	100	0.1mg/L 以下
	1,2-ジクロロエタン	96	7	0	0.010	7.3	100	0.04mg/L 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	96	5	0	0.0008	5.2	100	1mg/L 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	96	1	0	0.0011	1.0	100	0.006mg/L 以下
	トリクロロエタン	96	17	0	0.0040	17.7	100	0.01mg/L 以下
	テトラクロロエタン	96	12	0	0.0030	12.5	100	0.01mg/L 以下
	1,3-ジクロロプロペン	96	0	0	—	0	100	0.002mg/L 以下
	チウラム	96	0	0	—	0	100	0.006mg/L 以下
	シマジン	96	0	0	—	0	100	0.003mg/L 以下
	チオベンカルブ	96	0	0	—	0	100	0.02mg/L 以下
	ベンゼン	96	0	0	—	0	100	0.01mg/L 以下
	セレン	96	2	0	0.004	2.1	100	0.01mg/L 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	96	84	1	11	87.5	99.0	10mg/L 以下
	ふっ素	96	18	0	0.31	18.8	100	0.8mg/L 以下
	ほう素	96	45	0	0.52	46.9	100	1mg/L 以下
	1,4-ジメチル	96	1	0	0.009	1.0	100	0.05mg/L 以下
計	96	94	1		97.9	99.0		
一般項目	電気伝導率	96						
	pH	96		0	—		100	5.8 以上 8.6 以下
	水温	96						
	計	96		0			100	
合計	96	94	1		97.9	99.0		

注 1：計、合計については同一地点で複数検出された場合 1 地点とした。

注 2：網かけは環境基準又は評価基準超過項目を示す。

イ 平成20年度から平成29年度までの定点調査の環境基準達成率は、93.2%から100%の間で変動している。

表 15 定点調査環境基準項目達成率

年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
測定項目数	26	26	28	28	28	28	28	28	28	28
測定井戸数	105	105	105	105	106	103	96	89	97	96
超過井戸数	3	2	5	4	7	7	3	4	0	1
環境基準達成率	97.1%	98.1%	95.2%	96.2%	93.3%	93.2%	96.9%	95.5%	100.0%	99.0%

ウ 平成20年度から平成29年度までの定点調査において、環境基準を超過した項目は、鉛、砒素、クロロエチレン並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の4項目であった。

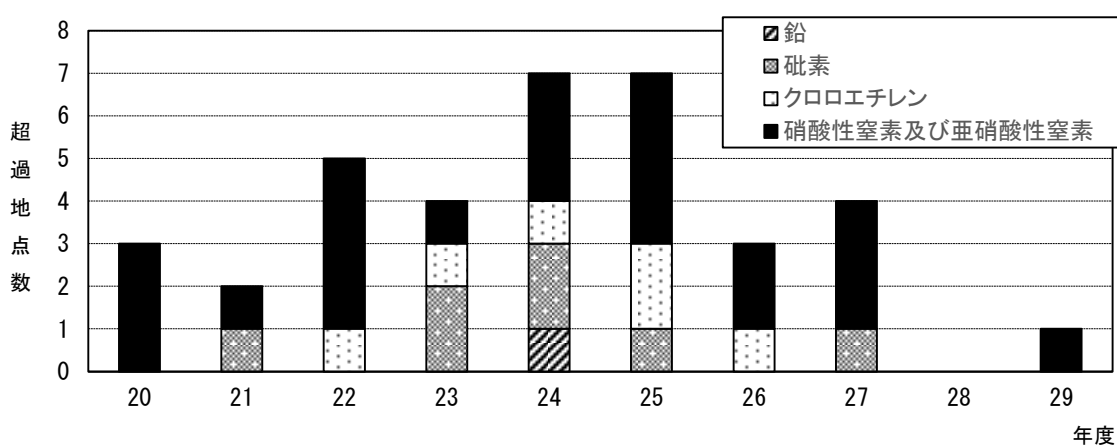


図10 定点調査における項目別の環境基準超過地点数の経年変化

(2) メッシュ調査 (表 16)

環境基準を達成していなかった項目は、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の3項目であった。

表16 メッシュ調査項目別測定結果

総測定地点数：123地点

区分	項目	測定地点数	検出地点数	環境基準等超過地点数	最高濃度	検出率(%)	環境基準等達成率(%)	環境基準又は評価基準
環境基準項目	カドミウム	123	0	0	—	0	100	0.003mg/L 以下
	全シアン	123	0	0	—	0	100	検出されないこと
	鉛	123	2	0	0.006	1.6	100	0.01mg/L 以下
	六価クロム	123	0	0	—	0	100	0.05mg/L 以下
	砒素	123	1	0	0.006	0.8	100	0.01mg/L 以下
	総水銀	123	0	0	—	0	100	0.0005mg/L 以下
	アルキル水銀	0	0	0	—			検出されないこと
	P C B	123	0	0	—	0	100	検出されないこと
	ジクロロメタン	123	0	0	—	0	100	0.02mg/L 以下
	四塩化炭素	123	0	0	—	0	100	0.002mg/L 以下
	クロロエチレン	123	0	0	—	0	100	0.002mg/L 以下
	1,2-ジクロロエタン	123	0	0	—	0	100	0.004mg/L 以下
	1,1-ジクロロエチレン	123	3	0	0.0032	2.4	100	0.1mg/L 以下
	1,2-ジクロロエチレン	123	7	0	0.0015	5.7	100	0.04mg/L 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	123	5	0	0.0076	4.1	100	1mg/L 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	123	1	0	0.0008	0.8	100	0.006mg/L 以下
	トリクロロエチレン	123	10	1	0.012	8.1	99.2	0.01mg/L 以下
	テトラクロロエチレン	123	6	1	0.012	4.9	99.2	0.01mg/L 以下
	1,3-ジクロロプロペン	123	0	0	—	0	100	0.002mg/L 以下
	チウラム	123	0	0	—	0	100	0.006mg/L 以下
	シマジン	123	0	0	—	0	100	0.003mg/L 以下
	チオベンカルブ	123	0	0	—	0	100	0.02mg/L 以下
	ベンゼン	123	0	0	—	0	100	0.01mg/L 以下
	セレン	123	5	0	0.004	4.1	100	0.01mg/L 以下
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	123	117	5	74	95.1	95.9	10mg/L 以下
	ふっ素	123	37	0	0.5	30.1	100	0.8mg/L 以下
	ほう素	123	55	0	0.37	44.7	100	1mg/L 以下
1,4-ジメチル	123	0	0	—	0	100	0.05mg/L 以下	
計	123	122	6		99.2	95.1		
一般項目	電気伝導率	123						
	pH	123		0	—		100	5.8 以上 8.6 以下
	水温	123						
	計	123		0			100	
合計	123	122	6		99.2	95.1		

注1：計、合計については同一地点で複数検出された場合1地点とした。

注2：網かけは環境基準又は評価基準超過項目を示す。

(3) 継続監視調査 (表 17)

環境基準を達成していなかった項目は、六価クロム、砒素、クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ほう素並びに1,4-ジオキサンの10項目であった。

表17 継続監視調査項目別測定結果

総測定地点数：143地点

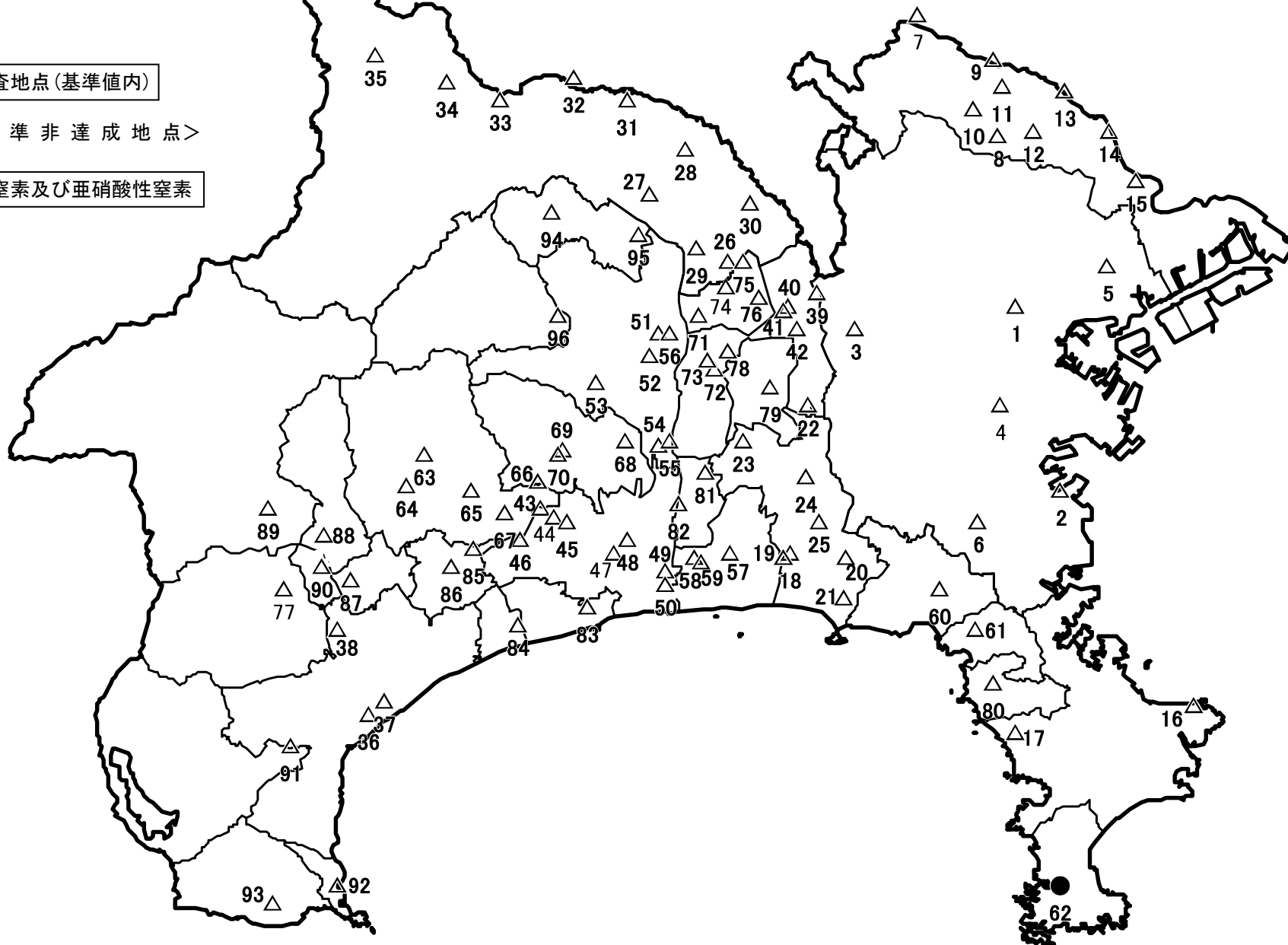
区分	項目	測定地点数	検出地点数	環境基準等超過地点数	最高濃度	検出率(%)	環境基準等達成率(%)	環境基準又は評価基準
環境基準項目	カドミウム	0	0	0	—			0.003mg/L以下
	全シアン	0	0	0	—			検出されないこと
	鉛	2	1	0	0.006	50.0	100	0.01mg/L以下
	六価クロム	1	1	1	0.32	100	0	0.05mg/L以下
	砒素	5	4	2	0.031	80.0	60.0	0.01mg/L以下
	総水銀	0	0	0	—			0.0005mg/L以下
	アルキル水銀	0	0	0	—			検出されないこと
	P C B	0	0	0	—			検出されないこと
	ジクロロメタン	0	0	0	—			0.02mg/L以下
	四塩化炭素	5	0	0	—	0	100	0.002mg/L以下
	クロロエチレン	29	6	4	0.047	20.7	86.2	0.002mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	0	0	0	—			0.004mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	30	7	1	0.15	23.3	96.7	0.1mg/L以下
	1,2-ジクロロエチレン	33	24	7	8.9	72.7	78.8	0.04mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエタン	36	5	0	0.42	13.9	100	1mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	1	0	0	—	0	100	0.006mg/L以下
	トリクロロエチレン	43	35	9	0.16	81.4	79.1	0.01mg/L以下
	テトラクロロエチレン	40	27	10	0.18	67.5	75.0	0.01mg/L以下
	1,3-ジクロロプロペン	0	0	0	—			0.002mg/L以下
	チウラム	0	0	0	—			0.006mg/L以下
	シマジン	0	0	0	—			0.003mg/L以下
	チオベンカルブ	0	0	0	—			0.02mg/L以下
	ベンゼン	0	0	0	—			0.01mg/L以下
	セレン	0	0	0	—			0.01mg/L以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	91	91	54	77	100	40.7	10mg/L以下
	ふっ素	0	0	0	—			0.8mg/L以下
	ほう素	1	1	1	1.1	100	0	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	9	3	1	0.26	33.3	88.9	0.05mg/L以下	
計		143	137	82		95.8	42.7	
一般項目	電気伝導率	143						
	p H	143		0	—		100	5.8以上8.6以下
	水温	143						
	計	143		0			100	
合計		143	137	82		95.8	42.7	

注1：計、合計については同一地点で複数検出された場合1地点とした。

注2：網かけは環境基準又は評価基準超過項目を示す。

平成 29 年度地下水質測定調査地点（定点調査）

- △ 定点調査地点（基準値内）
- <環境基準非達成地点>
- 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素



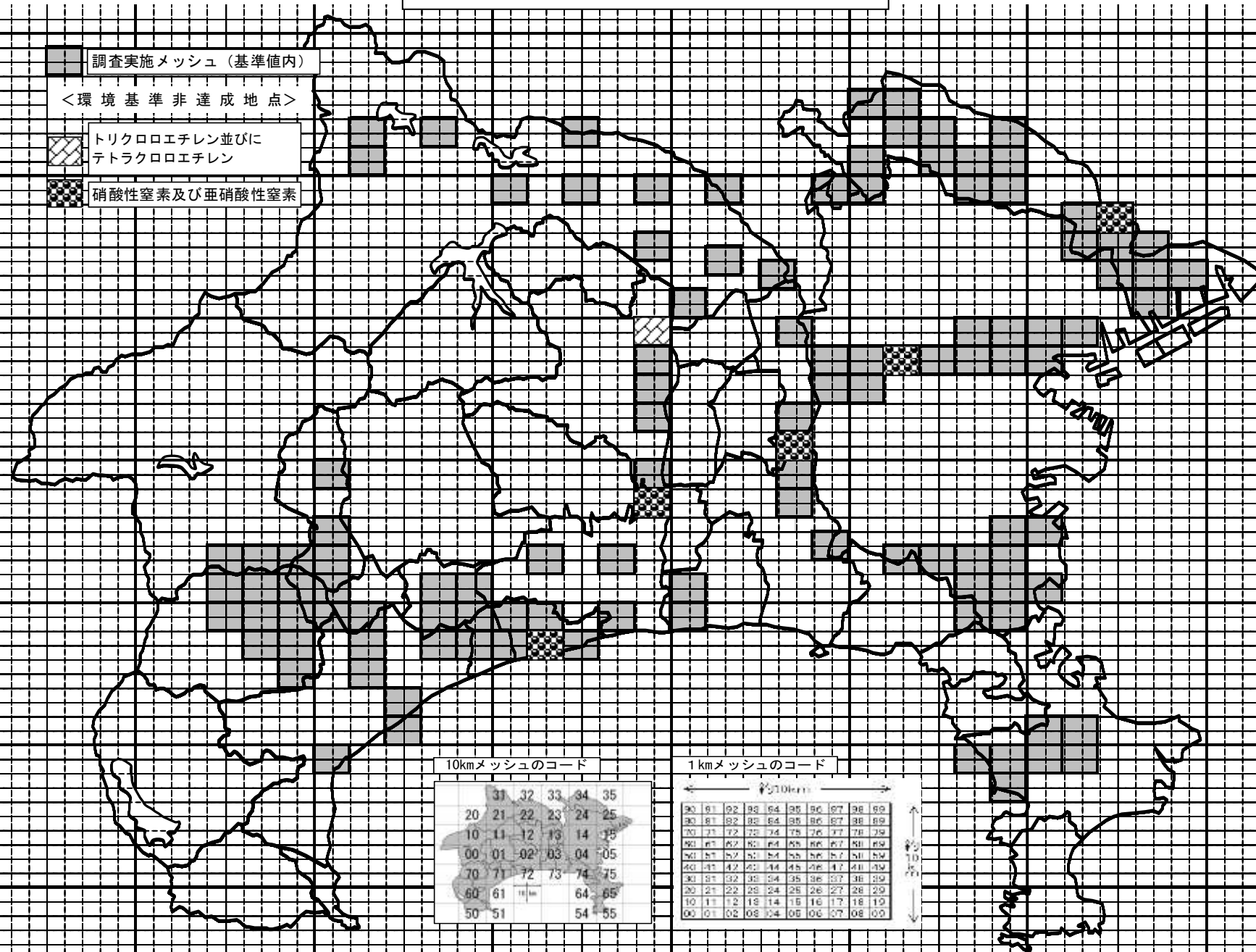
平成 29 年度地下水質測定調査地点（メッシュ調査）

調査実施メッシュ（基準値内）

<環境基準非達成地点>

トリクロロエチレン並びに
テトラクロロエチレン

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素



10kmメッシュのコード

	31	32	33	34	35
20	21	22	23	24	25
10	11	12	13	14	15
00	01	02	03	04	05
70	71	72	73	74	75
60	61	62	63	64	65
50	51	52	53	54	55

1 kmメッシュのコード

	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89
30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10

平成 29 年度地下水質測定調査地点（継続監視調査）

△ 継続監視調査地点（基準値内）

<環境基準値非達成地点>

○ 六価クロム

◎ 砒素

★ クロロエチレン

▼ 1,2-ジクロロエチレン

▲ トリクロロエチレン

◆ テトラクロロエチレン

● 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

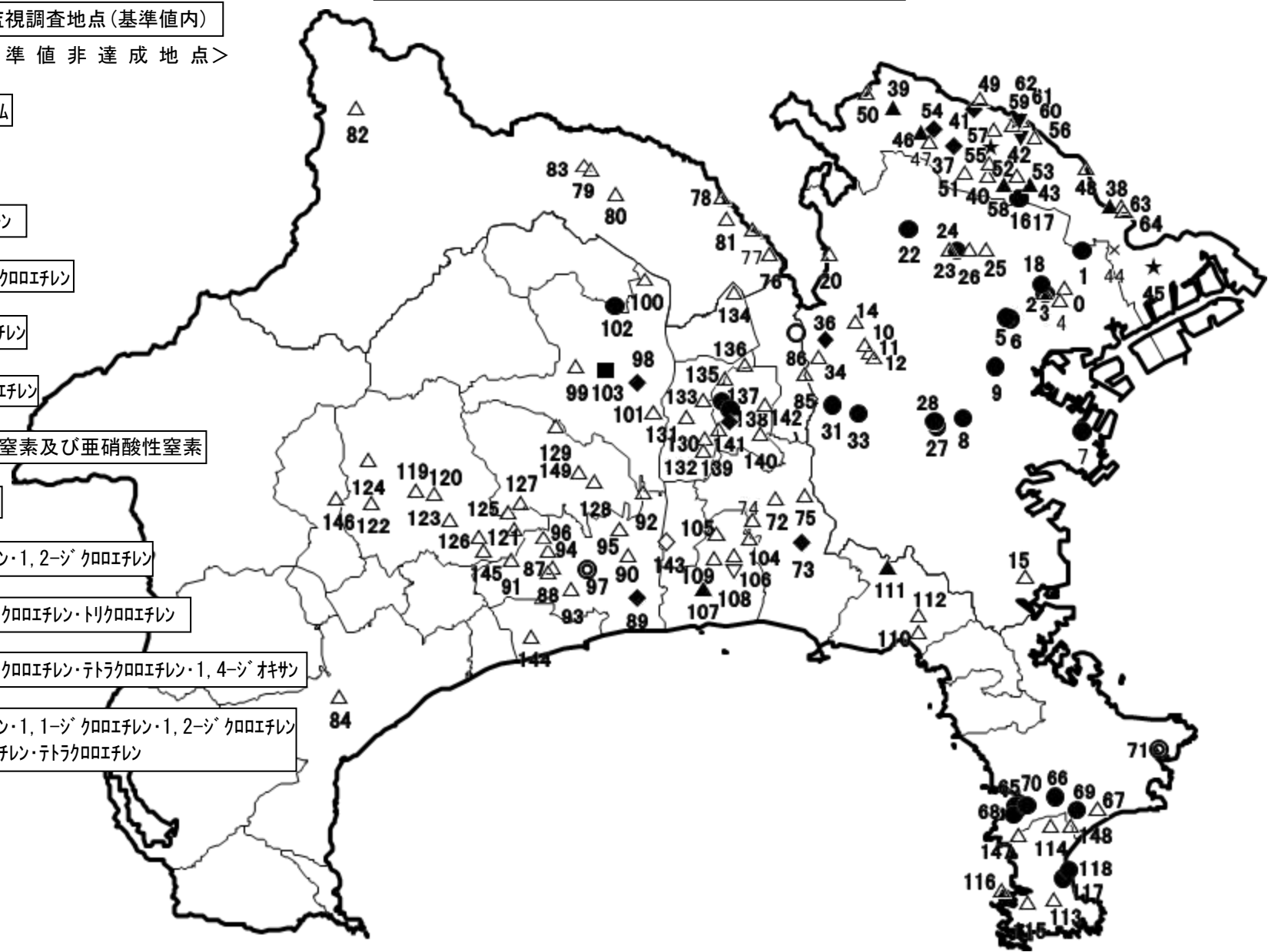
■ ほう素

☆ クロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン

▽ 1,2-ジクロロエチレン・トリクロロエチレン

◇ 1,2-ジクロロエチレン・テトラクロロエチレン・1,4-ジオキサン

× クロロエチレン・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン
トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン



(参考) 評価方法

(1) 公共用水域

ア 健康項目の評価

27の観測項目のうち、全シアンは、測定地点における年間測定値の最高値が環境基準値以下の場合、その他26項目は、測定地点における年間測定値の平均値が環境基準値以下の場合に、環境基準を達成していると評価する。

イ 生活環境項目（BOD又はCOD）の評価

(ア) 類型指定水域における評価

- ・ 水域類型が指定されている環境基準点において、「75%水質値」が類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成していると評価する。
(75%水質値：年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べたときの $0.75 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値）
- ・ 複数の環境基準点を持つ水域においては、当該水域内のすべての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成していると評価する。
- ・ 県際水域（隣接都県にまたがる水域）については、県内の環境基準点で評価する。

(イ) 測定地点（環境基準点、補助地点）における評価

測定地点における75%水質値が類型の環境基準値を満たしている場合に、その地点は環境基準に適合していると評価する。

(ウ) 経年変化による評価

経年変化については、年間平均値により評価する。

* BOD（生物化学的酸素要求量）：河川水などに含まれる有機物による汚濁の程度を示すもので、水の中の有機物が一定時間、一定温度のもとで微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量をいい、値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。

* COD（化学的酸素要求量）：海水などに含まれる有機物による汚濁の程度を示すもので、水の中の有機物を酸化剤で酸化するとき消費される酸化剤の量を酸素の量に換算したものをいい、値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。

ウ 水生生物保全項目の評価

水域類型が指定されている環境基準点において、年間平均値が類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成していると評価する。複数の環境基準点を持つ水域については、当該水域内のすべての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、その水域は環境基準を達成していると評価する。

エ 相模湖、津久井湖及び東京湾の全窒素及び全磷の評価

- (ア) 水域類型が指定されている環境基準点における上層（表層）の年間平均値が環境基準値を満たしている場合に、環境基準を達成していると評価する。
- (イ) 複数の環境基準点を持つ水域については、水域内の各環境基準点における上層（表層）の年間平均値を、水域内のすべての環境基準点について平均した値が環境基準に適合している場合に、環境基準を達成していると評価する。
- (ウ) 東京湾の県際水域については、東京都及び千葉県が測定している環境基準点を含めて評価する。

(2) 地下水

ア 環境基準項目の評価

全シアンは、測定地点における年間測定値の最高値が環境基準値以下の場合、その他27項目は、測定地点における年間測定値の平均値が環境基準値以下の場合に、環境基準を達成していると評価する。

イ 一般項目の評価

測定地点における測定値が評価基準値以下の場合に評価基準を達成していると評価する。

* pHの評価基準は、水道法第4条に基づく水質基準による。

参考資料 公共用水域水質上位地点

河川上位地点（BOD）

（単位：mg/L）

順位	地点名		年間平均値
1	玄倉川	玄倉水位観測所	0.3
2	河内川	湖流入前	0.4
2	落合発電所放流水	落合発電所	0.4
2	世附川	湖流入前	0.4
5	引地川	福田橋	0.6
5	相模川	相模大橋	0.6
5	道志川	両国橋	0.6
8	早淵川	峯大橋	0.7
8	道志川	弁天橋	0.7

東京湾上位地点（COD）

（単位：mg/L）

順位	地点名	年間平均値
1	劔崎沖	1.7
2	※浦賀沖	1.8
3	※浦賀港内	2.1
3	※第三海堡東	2.1
5	※大津湾	2.2
5	※久里浜港内	2.2
5	※中の瀬南	2.2
8	※中の瀬北	2.4
9	※磯子沖	2.7
9	※夏島沖	2.7
9	※扇島沖	2.7
9	平潟湾沖	2.7

※環境基準点

湖沼上位地点（COD）

（単位：mg/L）

順位	地点名		年間平均値
1	宮ヶ瀬湖	※ダムサイト	1.1
1	宮ヶ瀬湖	ダム中央	1.1
3	芦ノ湖	※湖央部	1.7
3	芦ノ湖	※湖西部	1.7
5	相模湖	※湖央東部	1.8
5	相模湖	相模湖大橋	1.8
5	津久井湖	沼本ダム	1.8
5	芦ノ湖	※湖北中央部	1.8
5	芦ノ湖	※湖東部	1.8
5	丹沢湖	湖東部	1.8

※環境基準点

相模湾上位地点（COD）

（単位：mg/L）

順位	地点名	年間平均値
1	※吉浜沖	1.2
2	※小網代湾	1.3
2	※湾央	1.3
2	真鶴沖	1.3
5	※城ヶ島沖	1.4
5	※由比ヶ浜沖	1.4
5	茅ヶ崎沖	1.4
5	※大磯沖	1.4
5	湾央西	1.4
5	国府津沖	1.4
5	小田原沖	1.4
5	※根府川沖	1.4

※環境基準点